

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年7月24日 09時31分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市姫路港南方沖 上島灯台から真方位015°250m付近 (概位 北緯34°41.4′ 東経134°42.9′)
事故の概要	プレジャーボート巧誠は、西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年7月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 巧誠、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	271-18235兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底外板に亀裂、舵板に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人8人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、兵庫県明石市二見港南方沖での釣りを終え、姫路市姫路港に向けて播磨灘を西進した。</p> <p>船長は、後日、姫路港南方沖の姫路市上島に出向く用があったので、同島の東側に接近して上陸地点の棧橋を見たのち、係留地に向けて西進中、同島北方の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、上島北方沖の浅所域の存在を承知しており、本事故時、GPSプロッターを作動させていたが、同浅所域から十分離れているものと思い、目視のみによる見張りを行いながら操船に当たっていた。</p>
分析	<p>本船は、姫路港南方沖を西進中、船長が、上島北方沖の浅所域から十分離れているものと思い、船位の確認を適切に行っていなかったことから、同浅所域に接近していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、姫路港南方沖を西進中、船長が、上島北方沖の浅所域から十分離れているものと思い、船位の確認を適切に行っていなかったため、同浅所域に接近していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッター等を活用して船位の確認を行うこと。